

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)**3313号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>

湯花舞う獅子の祈り(神奈川県箱根町)〔写真提供：箱根町役場〕

もくじ

随 想	情 報	政 策
なぜ一宮町に？なぜ町長に？………	「食品寄附ガイドライン」食品寄附の信頼性向上に向けてー」について 消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減法制検討室………	「食品寄附ガイドライン」食品寄附の信頼性向上に向けてー」について 消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減法制検討室………
千葉県一宮町長 馬淵 昌也………	「食品寄附ガイドライン」食品寄附の信頼性向上に向けてー」について 消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減法制検討室………	「食品寄附ガイドライン」食品寄附の信頼性向上に向けてー」について 消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減法制検討室………
(15)	(14)	(6) (2)

写真キャプション

江戸時代から続き、令和4年に国の重要無形民俗文化財に指定された神事「湯立て獅子舞」。獅子が熱い釜の湯を熊笹の束でかき回し、参拝客に振りかけて悪疫を払う「釜めぐりの舞」では、この湯花を浴びると、1年間健康で過ごせるといわれる。温泉地として名高い箱根ならではの伝統行事が、今日も住民たちによって受け継がれている。

コラム

地域にとつての望ましい農業の「かたち」とは？

総合地球環境学研究所プログラムディレクター

莊 林 幹 太 郎
しやうばやし みきたろう

2024年度から農林水産省は「クロスコンプライアンス」をすべての補助事業に導入することとした。農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組のうち、最低限の内容について報告すること等を義務化するものである。

いささか耳慣れない「クロスコンプライアンス」の背景には農業政策ならではの歴史がある。多年にわたり経済開発協力機構(OECD)加盟諸国では、価格支持や直接支払と呼ばれる農家への直接的な財政支援を通じて農業を支えてきた。一方で、多くのOECD諸国では農業の環境負荷が増大しない、あるいは農業が果たしている社会的にプラスの効果である農業の多面的機能が低下しないように、政府による所得支持のための直接支払の受給条件として「クロスコンプライアンス」を課することが順次進んできた。直接支払の目的は環境保全ではないが、その受給条件として環境要件を課することから「交差して「遵守」するという名称がついている。最も早くには米国で1985年に「土壌保全コンプライアンス」として導入され、欧州連合(EU)では加盟国に対して2005年にクロスコンプライアンス政策の導入を義務づけた。

このような側面を踏まえると、補助金の交

付者が国である限りは、クロスコンプライアンスを中央集権的に実施することにはやむを得ない側面もある。一方で、地域にとつてどのような農業が農業者や住民にとつて望ましいかは、言い換えれば地域としての農業の「規範」は地域で議論し、皆で決定し共有されることが重要だと強く思う。多くの町村では農業が地域の生活や文化、景観の大きな構成要素となっていることを考えるとなおさらである。そのためには、「クロスコンプライアンス」の導入を契機にしつつも、それとは別に地域のあるべき農業の姿について共通の土台を作っていくのはどうだろうか。そのような取組の1つのモデルが兵庫県豊岡市にある。同市ではコウノトリとの共生を主軸にいた「豊岡グッドローカル農業」(GLA)を、2020年に策定した「農業ビジョン」の中心的な概念として位置づけた。そのうえで、GLAの内容は行政が決めるのではなく、農家、消費者、市民、行政がそれぞれGLAに貢献するための活動を実施し、それを集積することにより長期的な視点でGLAを皆で集合的に定義していくこととするものである。農業に関する共通の規範「かたち」を、地域で共創しようとする世界的にも珍しいこの挑戦に注目したい。

「食品寄附ガイドライン ー食品寄附の信頼性向上に向けてー」 について¹

消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減法制検討室

1 本稿中、意見にわたる部分については、消費者庁の公的見解ではないことを御承知置きたい。

1 はじめに

我が国の食品ロス²量は、年間472万トンと推計されますが、これは、国連世界食糧計画（WFP）による2023年の食料支援量370万トンの約1・3倍の食品を食わずに廃棄していることとなります。（図1）

このような食品ロスを削減するためには、「まだ食べることができ食品については、廃棄することなく」「できるだけ食品として活用する」ことが重要です（食品ロスの削減の推進に関する法律³前文参照。なお、このような未利用食品等の有効活用を以下「食品寄附」といいます。）。

一方で、食品寄附に関わる各主体の情報不足、一定の規律の中で、信頼性・透明性・継続性を高めるための基準や枠組みの整備、フードバンク等の底上げの必要性等が課題となっています。

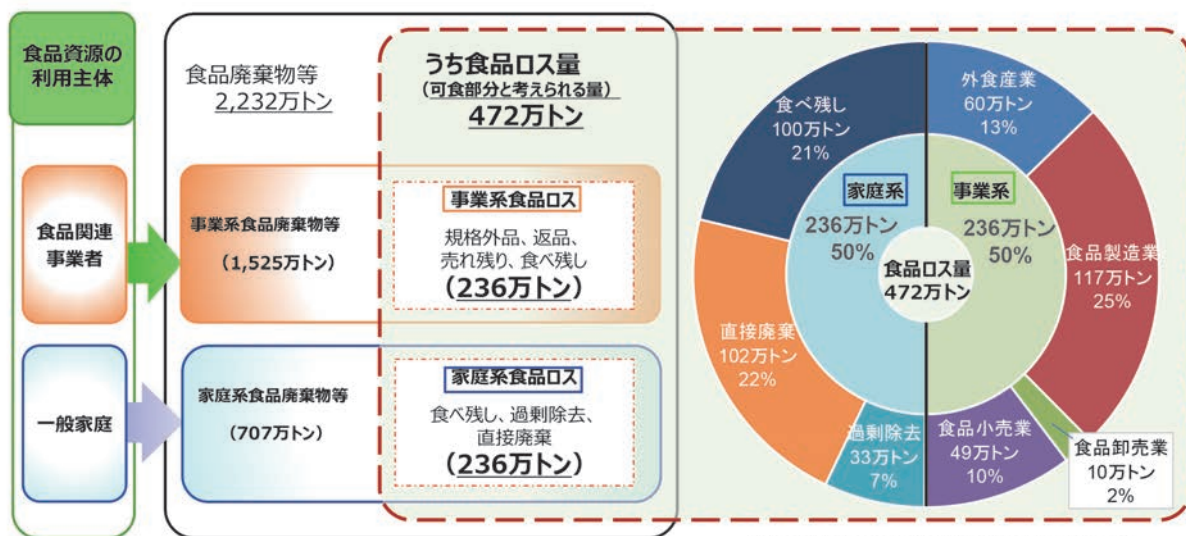
このようなことを背景として、令和5年12月、関係省庁において「食

2 食品ロス…本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいう。

3 令和元年法律第19号。

● 食品ロスの発生要因

食品廃棄物等の発生状況と割合 <概念図>



資料：農林水産省及び環境省「令和4年度推計」

※割合の記載について、少数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない場合があります。

【参考】産業廃棄物の総排出量は3億7,592万トン（令和3年度）、一般廃棄物の総排出量は4,034万トン（令和4年度）
資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

政 策

品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」をとりまとめ、その中で、「一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（フードバンク、フードパントリー等）を認定する仕組み等により特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める」とされました。

そこで、官民一体となつて、法的・技術的・経済的な課題や解決策を協議し議論する場として、令和5年5月に「食品寄附等に関する官民協議会」（以下「官民協議会」といいます。）が設置され、上記ガイドライン等について検討がなされました。

今回その結果として、各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにつとめるために遵守すべき基準や留意事項についてとりまとめ、「食品寄附ガイドライン」食品寄附の信頼性向上に向けて⁴として令和6年12月25日に策定されました。

食品寄附に取り組むことは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標12（持続可能な生産消費形態を確保する）に貢献する点で重要な意義を有することを踏まえ、本ガイドラインは、食品寄附関係者がこれを活用することによってその活動の信頼性・透明

性・継続性を図ることにより、食品寄附への社会的信頼を高め、もって食品寄附を促進することを目的としています。

なお、官民協議会には、米本正明山口県和木町長にもご参画いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。以下、本ガイドラインの概要についてご紹介します。（図2）

4 消費者庁Webサイトより
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer-policy/information/food-loss/conference/assets/consumer_education-cms201_241225_01.pdf) 参照。

2 ガイドラインの性質、対象、使い方等

(1) ガイドラインの性質

本ガイドラインの目的は、上記のとおり、食品寄附への社会的信頼を高めることにあるので、本ガイドラインは法的な拘束力を持つものではなく任意のものであり、これに反したからといって直ちに制裁等が課されるなどというものではありません。また、各主体における従前の活動を妨げるものでもありません。また、ガイドラインに従えば、法的・社会的責任が発生しないというものでもありません。

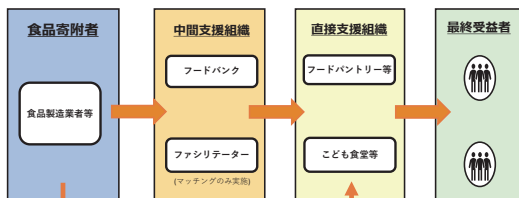
食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（概要）

1. 背景・目的

- 食品ロスを削減するためには、未利用食品の有効活用（食品寄附）の促進が重要とされるところ、食品寄附に関わる各主体の情報不足、信頼性・透明性を高めるための枠組みの整備、フードバンク等の底上げの必要性などが指摘されている。
- 令和5年12月、関係省庁において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめ、その中で、「一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（フードバンク、フードパントリー等）を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める」とされた。
- そこで、既に官民で策定されている既存の各種ガイドライン・手引き等を参照しつつ、各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするために遵守すべき基準や留意事項を示したガイドラインを、官民協議会における議論を通じて作成。

2. ガイドラインの対象範囲

①食品寄附者（事業者）、②ファシリテーター（需要のマッチングを行うサービスを提供する場合の者）、③フードバンク、④フードパントリー等、⑤こども食堂等、⑥資源提供者（資金・物流サービス等の提供者）を想定。



3. ガイドラインの具体的な遵守事項の整理

- ・法令事項：法令上名宛て人に一定の義務付けをしている法令を引用した事項（※）
- ・必要事項：食品寄附の信頼性向上等の観点からガイドラインとして必要と考える事項
- ・推奨事項：取り組むことが望ましい事項
※ 食品衛生法、食品表示法、個人情報保護法

4. ガイドラインの具体的な内容

- ※ 各主体ごとに各章で記載
- 提供元・提供先における合意事項：
提供食品の情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）、品質確保・管理、転売禁止、事故時の対応等
- 安全面等の管理：
食品の品質・衛生管理（必要な設備の設置等）、受取・輸配送時の検品（期限表示・破損等の確認等）、施設の衛生管理（清掃等）等
- 提供時の注意：
衛生上の取組（保冷剤の提供等）、食品表示情報の伝達と管理等
- トレーサビリティ：
記録の作成・保存（名称、数量、期限、アレルギー、入出荷年月日、寄附者・提供先の名称等）
- 事故時の対応：
保険の加入（保険分科会においては、主にフードバンク向けの損害賠償保険の在り方を、こども食堂等については、既存のボランティア用保険の活用について議論）、記録を踏まえた連絡等
- 財務管理・情報開示：
損金算入、実績報告等

※ 参考資料として、各種ひな形（フードバンク・こども食堂等間の合意書、こども食堂等から最終受益者への説明事項等）、必要事項を抽出したチェックリスト等を添付

政 策

(2)ガイドラインの対象(図2の「2」参照)

本ガイドラインの対象者は、食品寄附者（事業者）、ファシリテーター（需要のマッチングを行うサービスを提供する者）、フードバンク、フードパントリー等、ことも食堂等、資源提供者（資金、物流サービス等の提供者）です。

(3)具体的な参照方法(図2の「3」参照)

本ガイドラインでは、序章及び第1章で食品寄附全体に係る事項に触れたうえ、第2章から第7章において、主体ごとの留意事項について詳しく述べています。

各主体においては、まずは序章において全体像を俯瞰し、自らが関係する主体の章で詳細を確認いただくこととなります。

また、第2章以下では、法令事項、必要事項及び推奨事項を区別して記載しています。

法令事項は、法令上名宛て人に一定の義務づけをしている法令を引用した事項です。

必要事項は食品寄附の信頼性向上等の観点から本ガイドラインとして必要と考える事項です。

ガイドライン巻末には「チェック

リスト」が添付されており、上記のうちの法令事項及び必要事項を抽出し、主体ごとにリスト化しています。各主体においては、このチェックリストを活用して、法律事項を満たすことを前提に必要な事項に取り組み、可能な限り、推奨事項にも取り組んでいただくこととなります。

3 具体的な内容
(図2の「4」参照)

第2章以下では、主体ごとに留意すべき事項について、各主体の特性に応じてそれぞれ記載しています。各主体に共通して留意すべき事項としては次のものが挙げられます。

(1)提供元・提供先における合意事項

食品を提供する際には、あらかじめ、提供食品の情報、品質確保・品質管理、転売禁止、事故時の対応等について、合意書を作成し、双方で保有するものとされています。

(2)安全面の管理等

食品の提供先が実際に寄附食品を受け取る際には、提供者に対して、食品の情報（名称、数量、保存の方法や保存上の注意点、消費期限又は賞味期限、アレルギー等）を事前に提供するよう求め、また、寄附食品

を受け取った後は、食品の品質・衛生管理、受取・輸配送時の検品、施設の衛生管理等に注意して食品を管理するなどとされています。

(3)提供時の注意

食品寄附の提供時には、保冷剤の提供を行うなど衛生上の取組を行うこと、また、食品表示基準に従って食品表示情報を表示するなどとなっています。

(4)トレーサビリティ

在庫の管理、横流し防止の証明、事故時のリスク管理の強化、社会からの信頼性確保等の観点から、トレーサビリティは必要です。このような観点から、取り扱う食品については、名称、数量、期限、アレルギー、入出荷年月日、寄附者・提供先の名称等について記録を作成し保存することとされています。

(5)事故時の対応

取り扱った寄附食品について、万が一食中毒等の事故が生じた場合の対策にも触れています。記録を踏まえて食品の提供先や保健所等へ連絡することのほか、食品寄附活動に対する信頼性確保のため、事故に備えての保険への加入についても記載しています。

(6)財務管理・情報開示

ア 税法上の取扱い

食品寄附者及び資源提供者については、税制上の取扱いとして、企業版ふるさと納税等の活用のほか、損金算入について触れています。法人が食品を含む資産を寄附した場合に、その寄附は一般の寄附金として一定の限度額まで損金の額に算入することが可能ですが、さらに、食品の提供が、実質的に食品寄附者の商品廃棄として行われるのであれば、その提供に要する費用を提供時の損金の額に算入して差し支えないことを紹介しています⁵。

イ 実績報告等

さらに、食品寄附に取り組む事業者においては、企業の社会的責任（CSR）の観点から、食品ロスに取り組んでいることについて自らの評価につながるよう、積極的な情報発信をすることが重要であることについても記載しています。

5 フードバンクに食品寄附を行う場合の損金算入についての具体的な方法については、農林水産省が公表する資料「食品ロス削減にフードバンクを活用しませんか。」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-10.pdf) 参照。

政 策

4 地方公共団体における食品
寄附の推進について

(1) 食品寄附活動の周知等

食品ロス削減推進法第19条では、国及び地方公共団体は、食品寄附活動に係る関係者相互の連携強化を図るために必要な施策を講ずるとされています。地方公共団体におかれては、本ガイドラインを参考に、次のことについて取り組んでいただければ幸いです。

①フードバンク活動の積極的な評価等の周知

食品寄附者たる事業者等は、SDGsの目標達成に向けて、善意のもとに寄附活動に取り組んでいます。地方公共団体におかれては、消費者に対して、このような事業者等の取組について周知していただくとともに、フードバンク、フードパントリー、こども食堂等の活動についても住民に周知し、積極的な評価につながるよう支援いただければ幸いです。

②食品寄附者に対する周知

食品寄附者たる事業者等に対して、3(6)のアで言及した税法上の取扱いとしての損金算入のほか、食品寄附は食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第

116号。）第9条第1項に基づく定期報告において発生抑制に関する取組に含まれること等についても周知いただければ幸いです。

③団体・事業者等を含む住民への周知

食品寄附の拡大にあたって、倉庫の提供及び輸配送、運営費等に対する支援が十分でないこと等がボトルネックとなっている事例もみられます。

そこで、食品寄附を持続的に拡大していくには、食品寄附に直接関わる食品関連事業者のみならず、さまざまな業種の事業者、農作物生産者、NPO法人、個人等の幅広い資源提供者からさまざまな財・サービスが提供される必要があります。住民のほか、各種団体や事業者等に対して、このような食品寄附の意義について積極的に周知いただきますようお願いいたします。

④食品ロス削減に関する教育及び学習の振興等

さらに、国及び地方公共団体は、食品ロス削減に関して教育及び学習の振興、普及啓発等を行うとされることから（食品ロス削減推進法第14条）、本ガイドラインや各種手引き等を通じて、食品寄附関係者や住民に対して、食品寄附に係る普

及啓発等を進めていただければ幸いです。

⑤関係団体からの相談に対する支援
最後に、地域の行政機関として、フードバンク、フードパントリー等、こども食堂等の団体から相談を受ける場合には、主に福祉部局等とも連携し、これらの団体の活動について情報共有を図りながら対応いただければ幸いです。

5 おわりに

今後は、関係省庁と連携して、食品寄附関係者に向けてガイドラインの周知啓発を行ってまいります。当庁からの情報発信にご留意いただき、周知啓発をはじめとする食品寄附活動の支援に対するご協力をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

消費者庁 消費者教育推進課
食品ロス削減法制検討室
電話：03-35507-9261
(直通)

メールアドレス：no-foodloss@cad.go.jp

リニューアルしました！町村専用ページ「町村.com」

<https://www.zck.or.jp/choson/>

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁等の政策情報を随時提供しています。ぜひご活用ください。

「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。

ログイン時のユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ（平成18年9月27日付）しております。お問い合わせは、全国町村会広報部（kouhou@zck.or.jp）までお願いいたします。

詳しくは
Webへ



お問い合わせは
こちら





▲三郷町上空写真

奈良県 三郷町

さんごうちょう



こどもも保護者も笑顔になる
「すこやか未来都市さんごう」

1. 三郷町の概要

三郷町は奈良県北西部に位置し、大

阪市内まで30分余りで行くことができる交通の便の良さから、大阪のベッドタウンとして発展してきました。東西に5・6km、南北に3・5km、面積は8・79km²とコンパクトなまちで、人口は約22,300人（令和6年9月1日時点）。西の山地

一帯は金剛生駒紀泉
国立公園に指定さ
れ、信貴山を中心と
した美しい自然環境
が多く、来訪者を楽
しませています。南
には万葉の昔から
「竜田川」として歌
に詠まれた大和川が

流れ、古くから風の神様を祀る龍田大社など古都ならではの貴重な文化財を持つ社寺も数多くあり、自然と歴史とともに暮らせる町です。

当町には、かつてより河内と大和を結び、奈良時代には平城京と難波宮を結ぶ道として天皇や貴族も行き交った「龍田古道」が通ります。古くは聖徳太子が斑鳩に宮を置いた推古天皇の時代から整備を進め、平城京に都が置か



▲日本遺産に認定された龍田古道

フォーラム

れた後は、都と大阪、そして大陸とを結ぶ最もアクセスの良いルートとして、興や馬に乗ったまま越えられる唯一の道として交通や経済を支えました。令和2年には隣接する大阪府柏原市の「亀の瀬」とともに日本遺産の認定を受けることができ、改めて歴史的価値を認めていただけたと感じています。龍田古道の心臓部である「亀の瀬」は約4万年前から地すべりが頻発する難所であり、人々は60年近くの歳月と850億円以上もの費用、そして最新の土木技術を投じ、この用地を守ってきました。昭和初期の地すべりで埋もれていた鉄道跡「亀の瀬トンネル」は現在一般公開され、インフラツーリズムとしても注目されています。



▲鉄道跡「亀の瀬トンネル」ではプロジェクションマッピングも行う

2. 17(ワンセブン)プロジェクト

テレビや雑誌、SNSで取り上げられ、身近な言葉になってきた「SDGs（持続可能な開発目標）」。「世界中の人々が健康で豊かに長生きできるように、世界を変える17の目標を定めたもので、世界中のすべての人々が地球環境の危機感を認識し、2030年にはこうなっていきたいという明確な目標を共有し、今すべきことを一人ひとりが考え行動することが求められています。三郷町はSDGs達成に向けて優れた取組を提案する自治体として令和元年に「SDGs未来都市」に選定されました。また日本遺産を有する歴史あるまちとして、「SDGs」と「日本遺産」のそれぞれの特色を最大限に活かし、町の魅力をさらに発信したいと考え、「17(ワンセブン)プロジェクト」を立ち上げました。17(ワンセブン)とはSDGsの17の目標と龍田古道を整備したといわれる聖徳太子の十七条の憲法に共通する「17」という数字が使用されているところから命名し、若手職員が柔軟な考えや意見を出し、発案を行う、部署の垣根を越えたプロジェクトです。SDGsと日本遺産を軸としてさまざまな取組を発案・企

画・事業化しており、宅配の再配達削減によるCO₂抑制を目的とした置配バッグ（OKIPPA）のモニター募集や、ペットボトルの排出量削減を目的とし、給水スタンドを設置した「みんなで持ち歩こう！マイボトル普及事業」、SDGsに取り組んでいることを町内外に発信するため、役場庁舎の壁面に公募したデザインをこどもたちと描いた「ウォールアート事業」など多岐にわたる事業を進めてきました。また、住民の皆さまが不要となった生活雑貨（リユース品）を町が必要とされる方にお渡しする「生活雑貨リユース事業」では、株式会社ジモティーとリユース活動の促進に向けた連携協



▲生活雑貨リユース事業で活用しているリユースボックス



▲給水スタンドは町内6カ所に設置



▲庁舎壁面に描かれたカラフルなウォールアート

3. コスメバンププロジェクト

力に関する協定を締結。住民の皆さまが主導となってSDGsや環境問題に取り組める施策として、庁舎入り口すぐ近くにリユース品を入れていただくリユースボックスを設置することで、誰でも気軽に参加いただけるようになっています。

令和6年度、17プロジェクトメン

フォーラム

バーの13名が新規事業提案を行う中で注目したのが毎年5千億円にも上る化粧品の製品余剰でした。消費者のニーズが多様化することに伴い、店頭から未開封の状態で返品される化粧品は、品質には問題がないものの、再販することが難しい商品や製品余剰等で行き先が決まらず、大半が廃棄されている現状です。また口紅等の化粧品には微細なプラスチックが含まれており、廃棄の際にはCO₂が排出されます。廃棄によるCO₂の削減と限られた資源の有効活用はSDGsの目標達成という観点から大きな課題であると考えていました。

しかしその一方で、経済的理由等のさまざまな事情で化粧品を手に行きない方がいます。17プロジェクトメンバーが担当業務の窓口対応を行う中で、ひとり親世帯が経済的・社会的に不安定な生活になることが多いという現状を当事者から聞いていました。そして三郷町としても、経済的に厳しい世帯への生活・精神面での支援の充実が求められているところでした。

そこでメンバーが新規事業として企画提案をしたのが「コスメバンクプロジェクト」です。この事業は行き先の決まっていない多くの化粧品を、賛同するメーカーから引き受ける一般社団法人バンクフォースマイルズが実施する事業で、経済的・社会的に不安定な生活

になりやすいひとり親世帯を対象としています。貧困になると親だけでなく、子どもたちの生活習慣や自己肯定感等にもさまざまな影響を及ぼすとされており、そのような子育て世帯に対し、行き先の決まっていない多くの化粧品を詰め合わせた「ギフト」を無償配布することで、ウェルビーイングの実現や生活の質(QOL)向上につながるというものです。化粧品は人の心を豊かにし、表情や行動までも変えられるポジティブな力を持っています。またスキンケア製品は肌の健康を守り、自分への自信につながることで心の健康にもつながり、女性だけでなく男性にとっても必需品となっています。しかし、貧困世帯では生活費や学費への支出を優先し、化粧品やスキンケア製品



▲コスメバンクプロジェクトの実施を企画したワンセブンプロジェクトのメンバー

まで手が回らない方も多くおられます。今回、三郷町では同法人と自治体としては全国で初めて連携協定を締結し、ひとり親世帯に化粧品やスキンケア製品の詰め合わせギフトの無償配布を始めました。町内でギフトの配布対象となるひとり親世帯は約170世帯あり、児童扶養手当の受給に必要な現況届の提出のために来庁される時にギフトの配布を行った結果、9割を超える対象世帯へとギフトをお渡しできました。

ギフトは母子家庭世帯へは化粧品を中心に、父子家庭世帯へは口腔内を清潔に保つためのオーラルケアやスキンケア製品等を選定し、入浴剤やハンドクリーム、アルコール消毒液等、親だけでなく、子どもと一緒に使用すること



▲実際に対象世帯に配布したギフト

とを想定した内容となっています。配布後、余ったセットは新たに児童扶養手当受給申請する方や子ども食堂での配布も予定しています。たかが化粧品、されど化粧品。〃「自分にこぼつび」と思ってもらえるようなギフトで精神的なケアにもなり、また精神的に余裕ができることで、子どもたちのかかわりも、より良いものにつながることを期待しています。

4. 奈良おもちゃ美術館

奈良学園大学から無償譲渡された跡地を活用し、開所したFSS35キャンパス内に、子どもたちだけでなく、大人も楽しめる施設として「奈良おもちゃ美術館」が令和7年3月20日にグランドオープンを迎えます。国内外から集めた木のおもちゃを通して木育や木の文化を伝え、年代、国籍、障がいの有無を問わずに誰もが楽しめる体験型ミュージアムです。奈良おもちゃ美術館は全国で13館目のおもちゃ美術館となり、関西では初の開館です。また、障がいのある方も働くことができる「就労支援施設」の一面もある、全国初のおもちゃ美術館となります。館内では国内外の木のおもちゃ約300種類約5,000点で遊ぶことができ、平城京の街並みをイメージした「おもちゃの平城京」や大和野菜の収穫あそび等、奈良県の文化的特徴・歴史的な

フォーラム

5. すこやか未来都市さんごう

三郷町では、町民の皆さまが心穏やかに健康に過ごせる、住み続けたいくなるまち「すこやか未来都市さんごう」をめざし、「子どもが健やかに育つ子育て環境」「全員の活躍の強健な経済」「心穏やかに健康に過ごせるつながり」を透

魅力がたくさんつまっています。また、奈良県産の木材を使ったものづくりのワークショップ等も開催予定で、三郷町、ひいては奈良県の魅力を発信する新たなスポットとして期待しています。



▲開館予定の「奈良おもちゃ美術館」

明で健全な町政運営」の4本柱をもとに、さまざまな施策に取り組んでいます。

特に子育て支援に関しては住民の皆さま、その保護者も笑顔でいられるような子育て環境をつくることが重要だと考えています。そのような環境づくりのために、仕事と子育ての両立を支援しつつ、子育てや教育にまつわる不安・負担を減らし、子どもを望む方が「最初の一人」「もう一人」を躊躇することなく、どんな状況でも三郷町で希望を持って子育てができる実感していただけるよう、全方位的な支援に取り組んでいます。前述のコスメバンクプロジェクトの実施や奈良おもちゃ美術館の開設も、子どもがすこやかに育ち、こどももその保護者も笑顔でいられるような環境づくりの一助になると考えて、これからも取り組んでいきたいと考えています。

取り組むべき施策はいろいろありますが、三郷町に住んでよかったと言っていたら、また性別・年齢・障がいの有無にかかわらず、すべての住民の方が生涯活躍できる「すこやかで健康なまち」の実現に向けて、町一丸となって取り組んでいきます。

奈良県三郷町 企画財政課

車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら！

- 無事故による割引で新規から **44%(保険料)割引**
 - ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに **5%割引**
 - ・保険料分割払(12回)も選択可能です。
 - ・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <https://www.chisato-ag.co.jp/>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL
FAX

0120-731-087
03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

[SJ23-05507 (2023.8.1作成)]

地方公共団体金融機構における

eラーニングを通じた地方支援業務について

―令和6年度の実施状況と令和7年度の実施予定―

地方公共団体金融機構 地方支援部 調査企画課

1 はじめに

地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)は、全ての地方公共団体の出資のもと、法律の規定に基づき設立された「地方共同法人」です。安定した経営基盤を背景に、長期・低利で資金の貸付けを行うとともに、多様な地方支援業務を展開しています。

機構の地方支援業務は、地方公共団体の財政運営について「良き相談相手」となることをめざし、各種の取組を行っています。この取組の1つとして、地方公共団体の財政運営等に携わる人材の育成のため、令和3年度に新たにeラーニングシステムを構築し、講義の配信を開始しました。

機構としては、ぜひ、多くの地方

公共団体の皆さまにご活用いただきたいと考えており、本稿では、機構が取り組んでいるeラーニングの概要と令和6年度の実施状況及び令和7年度の実施予定についてご紹介します。

2 eラーニングの特徴

機構が提供するeラーニングの特徴は、①全ての講義が「無料」で受講可能、②幅広いテーマの講義が受講可能、③いつでも、どこでも、理解を深めながら繰り返し受講可能、及び④管理者による受講の管理ができ、団体内の職員研修の一環としても利用可能となっています。

受講者からは「先進的な取組に携わる職員の講義を受けられて非常に有意義だった」、「自由なペースで受講ができる」、「旅費の計上が必要ない

ので気軽に受講ができる」という声をいただいています。

3 令和6年度の実施状況について

4月の人事異動により初めて資金運用や地方財政等に携わる方に、異動後すぐに研修を受講していただけるよう、年度当初から申し込みを受付しました。

令和6年度の講義申込者数は全講義の合計で、延べ約16、200人(令和7年2月末現在)となり、多くの方に活用いただきました。

(1) 配信中の講義(令和7年2月末現在)

機構のeラーニングでは、「コース」と「動画」の2つのメニューに分けて配信しています。

「コース」では、地方財政に関する講義や資金調達・運用に関する講義、簿記・公会計に関する講義、令和6年度に集合形式で実施したセミナー等における講義等、幅広い分野にわたり38講義を配信しています。一方、「動画」では、過去に配信した先進自治体の取組に関する講義等の21講義をアーカイブ配信しています。

(2) 研修スケジュール

4月は初任者の方向けに基礎的な講義を中心に配信し、10月以降に順次、令和6年度に実施をした集合研修での講義をeラーニング用にコンテンツ化したものを配信しました(図1)。

図1にある有識者講義及び先進自治体講義のテーマは以下のとおりです。

【参考…有識者講義及び先進自治体講義のテーマ】

- ・「公営企業の新経営手法」(早稲田大学研究院准教授 佐藤裕弥氏)
- ・「群馬東部水道企業団の官民連携事業について」(群馬東部水道企業団)
- ・「徳島市の脱炭素の取組について」(徳島県徳島市)
- ・「地方公会計の推進と公共施設等の適正管理について」(総務省)
- ・「精華町における公会計活用に向けての取り組みについて」(京都府精華町)
- ・「鳥取市におけるFM推進とPPP(公民連携)の実践」(鳥取県鳥取市)
- ・「地方公営企業等の現状と課題」

情 報

4 月配信開始

資金調達・資金運用	借入金利の見方
	資金運用のリスクと管理（理論編）
	資金運用のリスクと管理（実践編）
	日本経済の見方
	日本銀行の金融政策と金利動向
	銀行の現状と指定金融機関

簿記・公会計	簿記・公会計(導入編)
	簿記・公会計(導入編Ⅱ)
	地方公会計制度の活用
	地方公営企業法の適用
	地方公営企業の会計処理(基礎編)
	地方公営企業の会計処理(応用編)
	固定資産台帳について

地方財政	地方財政制度
	地方債制度
	地方交付税制度
	地方財務（予算・決算）
財務分析	財政分析(入門編)
	財政分析(NewOctagon編)
	財政収支見通し

1 0 月配信開始

佐藤 裕弥先生 (公営企業関係)	群馬県東部水道企業団 (水道の官民連携事業)	徳島県徳島市 (脱炭素化の取組)
---------------------	---------------------------	---------------------

1 1 月配信開始

総務省 (公営企業関係)	京都府精華町 (公会計の活用)	鳥取県鳥取市 (FM推進とPPP)
-----------------	--------------------	----------------------

1 2 月配信開始

総務省 (地方財政関係)	島根県 公立邑智病院 (病院事業の経営改善)	滋賀県大津市 (水道事業におけるGX)	岩手県紫波町 (下水道事業におけるDX)	堅達 京子先生 (GXへの取り組みと課題)
富山県高岡市 (自治体予算)	大阪府 (中長期財政シミュレーション)	伊関 友伸先生 (病院事業の経営改善)	長崎県大村市 (下水道事業におけるGX)	JFM・GRIPS連携プロジェクト シンポジウム（基調講演）など



・・・JFM開発独自コンテンツ



・・・集合研修コンテンツ化

▲ 図1 令和6年度研修スケジュール

- （総務省）
- ・「病院事業の経営改善について（事務職員の業務が病院経営に大きなインパクトを与える）」（島根県公立邑智病院）
 - ・「水道事業におけるGX」「配水施設統廃合による省エネ・省コスト」（滋賀県大津市）
 - ・「下水道DX」「施設管理のクラウド化で課題解決を図る」（岩手県紫波町）
 - ・「カーボンニュートラルの実現に向けて」「GXへの取り組みと課題」（NHKエンタープライズエグゼクティブ・プロデューサー 堅達京子氏）
 - ・「JFM・GRIPS連携プロジェクトシンポジウム 基調講演」（横浜国立大学経済学部教授 伊集守直氏）
 - ・「JFM・GRIPS連携プロジェクトシンポジウム 研究成果報告」（JFM・GRIPS連携プロジェクト調査研究会委員）
 - ・「JFM・GRIPS連携プロジェクトシンポジウム パネルディスカッション」（JFM・GRIPS連携プロジェクト調査研究会委員及び外部有識者）
- （富山県高岡市）
- ・「私が財政課で大事にしてきたこと」（富山県高岡市）
 - ・「基礎自治機能の充実及び強化の取組みについて」（中長期財政シミュレーションなど）（大阪府）
 - ・「どのようにして自治体病院の経営を改善するか」（城西大学経営学部教授 伊関友伸氏）
 - ・「長崎県大村市の下水道事業に関するGXについて」（長崎県大村市）
- 注：団体名のみものは、当該団体の職員からの講義。
- また、令和3～5年度に配信した取組事例についてはアーカイブ化し、4月より動画配信しました（図2）。
- （3）改善点
- 受講者のご意見等を踏まえ、令和6年度は既存コンテンツへの早送り、巻戻し機能の追加や画面操作説明ページの追加、受講者がわかりやすいよう「配信コンテンツ視聴ガイド（体系一覧）」の作成等を行っています。

図2
アーカイブ配信講義

講義名	自治体名
和泊町における公会計の活用について	鹿児島県和泊町
公共施設更新問題への対応について ー秦野市の取組みと日本のハコモノ事情からー	神奈川県秦野市
中空知広域水道企業団経営戦略の策定経過とポイント	北海道中空知広域水道企業団
地方公営企業の適用に係る取組について	兵庫県香美町
宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について	宮城県
AIを活用した水道管劣化予測について	愛知県豊田市
下水道管路の包括的民間委託について	千葉県柏市
公会計の活用について	熊本県宇城市
盛岡市の公共施設マネジメントの推進について	岩手県盛岡市
岩手県企業局の工業用水道事業に係る事業統合等について	岩手県
妙高市の公営ガス民営化+上下水道事業のPPP（包括委託）	新潟県妙高市
水道事業の広域化と基盤強化	岩手中部水道企業団
公営企業会計適用の意義と活用法	福島県三春町など
水力発電施設のコンセッション事業について	鳥取県
広島県の水道広域連携の取組について	広島県
大分市上下水道局の経営改革事例について	大分県大分市
経営戦略の策定（改定）について	神奈川県秦野市
公営企業のDXについて	静岡県湖西市
町田市の新公会計制度	東京都町田市
富山市の公共施設マネジメント戦略について	富山県富山市

令和7年度のeラーニングは、資



金調達・資金運用に関する講義を改定したものに加え、集合研修で行う講義をeラーニング用に収録したものを提供する予定です。

さらに、令和6年度に配信した講義の一部はアーカイブ化し、後年度においても活用できるようにしていく予定です。

最新の情報は機構のWebサイト内の「eラーニングポータルサイト」(<https://www.jfm.go.jp/support/e-learning/e-learning.html>)で発信しますので、ぜひ定期的にご確認ください。



機構の地方支援業務の特徴は、地方財政や金融に関して専門知識を有する機構職員等が、地方公共団体の立場に寄り添う視点に立って支援を行い、先進的な取組を行っている地方公共団体の職員や特定のテーマに知見を有する外部有識者等の外部人材とのネットワークを活用することによって事業内容を充実させることができる点にあると考えています。

また、地方支援部の多様な事業を通して、実際に現場で財政運営を担う多くの地方公共団体の職員の方々と接する機会があるため、この現場からのフィードバックをもとに、事

業の内容の改善、充実に努めています。

eラーニングについても、地方公共団体の皆さまのご意見を踏まえて見直し・充実を図りつつ、展開したいと考えていますので、どうぞ積極的かつお気軽にご活用いただけると幸いです。

なお、地方支援業務の詳細は、機構Webサイトの「地方支援業務のご案内」(<https://www.jfm.go.jp/support/support.html>)で詳しく紹介しています。eラーニング以外にもさまざまな業務を行っております。ぜひご覧いただき、関心を持たれたものがあれば、左記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

地方公共団体金融機構

地方支援部 調査企画課

〒100-0001

東京都千代田区日比谷公園1-3

市政会館

TEL: 03-3539-1267

FAX: 03-3539-1261

E-mail: chinoushien@jfm.go.jp

go.jp

情 報

次回募集は令和7年3月から開始
（申込締切は令和7年4月30日（水））

生命 医療 収入補償 保険のご案内

全国町村会は、町村等職員の厚生に資することを目的として、本会と生命保険会社で団体契約を結び、「任意生命保険」、「任意医療保険」、「任意収入補償保険」を実施しております。ぜひ、この機会にご加入をご検討ください。

『町村等職員だからこそ』受けられるメリットがあります

任意生命保険・任意医療保険・任意収入補償保険（共通）

○ 団体割引による低廉な保険料

「任意生命保険」申込保険金額1,000万円当たりの負担額（例）

任意生命保険		月払掛金	配当加味 ×88.0% (※)	実質負担金額（※）
男性	22歳	1,200円		1,056円
	30歳	1,200円		1,056円
	36歳	1,430円		1,258円
	41歳	1,790円		1,575円
女性	22歳	810円		713円
	30歳	810円		713円
	36歳	1,150円		1,012円
	41歳	1,350円		1,188円

（※）月払掛金に直近3年間の平均配当還元率約12.0%を加味した概算金額です

任意生命保険・任意医療保険

- 団体保険としての割引が適用
- 付帯サービス「N-コンシェルジュ」の魅力

任意生命保険

- 最低保険金額200万円から加入可能
- ご加入キャンペーン特典

任意収入補償保険

- ケガや病気で働けなくなった場合の収入を最大65歳まで長期に補償
- 精神障害も最長24カ月補償

任意共済HPはこちら



Nコンシェルジュはこちら



制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先

生命 医療 0120-375-696 日本生命

収入補償 0120-500-826 あいおいニッセイ同和損保

※お問合せの際には、団体名「全国町村会」をお知らせください

〈受付時間〉月～金曜日（祝日を除く）9：00～17：00

町村

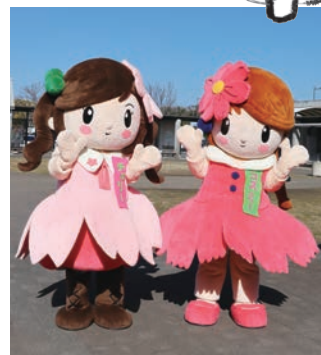
ご当地キャラじまん

Vol.164

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からピックアップ。

西
ブ
ロ
ッ
ク

コスミー(写真右)、チェリー(写真左)
ともに、誕生日や年齢はヒミツ。いろんな
イベントに出かけて行って、たくさんのお
友だちに会えるのを楽しみにしている。

上毛町産農林水産物イメージキャラクター

コスミー&チェリー

福岡県上毛町

2008年10月、上毛町産の農林水産物の良さを多くの人々に知っていただくことを目的に、登録商標キャラクターを作成しました。町の花「コスモス」と「桜」をそれぞれモチーフとした女の子で、どちらも花びらを模した服を身に着け、髪にも花をあしらっています。町内の小学生にキャラクター名を募集し、審査の結果、コスモスのキャラクターは「コスミー」、桜のキャラクターは「チェリー」に決定しました。2009年10月10日、大ノ瀬官衙遺跡にて開催された「上毛祭」にて、ふたりともお披露目されました。「コスミー」と「チェリー」がデザインされた登録商標シールは、「道の駅しんよしとみ」や「さわやか市 太平」で販売されている町内産農林水産物に貼付され、安全・安心のアピールとともに上毛町のイメージアップに役立っています。

五木村マスコットキャラクター

いつきちゃん

熊本県五木村

五木村を広く全国にPRするため、子守唄の里「五木」の子守娘のご当地キャラクターとして、漫画『巨人の星』や『なかっぺ大将』で知られる漫画家・川崎のぼる先生に描き下ろしていただいたキャラクターです。全国に愛称を募集し、応募総数284作品の中から「いつきちゃん」に決定しました。名前をひらがな表記にしたのは、五木村のイメージをストレートに想起させつつ、親しみやすさや優しさを感じさせるためで、四季を通して「いつきてもいいところ」という意味も込められています。着ぐるみがお披露目された2009年10月18日以降は、村内の「新緑祭り」や「五木の秋祭り」はもちろん、村内外のさまざまなイベント等に参加してきました。これからも、子守娘として、五木村のためにPR活動が続けていきます。



2009年9月4日生まれ。12歳ぐらいの女の子。明るくて好奇心旺盛。背中におぶっているつばきちゃん(子守り)が日課。西日本最大のハンジージャンプといわれる高さ66mある五木ハンジーを飛んだことがある。



7月30日生まれ。永遠の10歳。のんびりしていてマイペース、たまにやんちゃでいたすら好きな男の子。特技は「モーやー(踊り)」。海あそびや滝あそびが趣味。好物は島バナナとパイナップル。

竹富町公式マスコットキャラクター

ピカリヤ

沖縄県竹富町

2010年、「竹富町観光立町宣言」をきっかけに、竹富町の島々(西表島・竹富島・小浜島・黒島・新城島・鳩間島・由布島・加屋真島・波照間島)の魅力を紹介するマスコットキャラクターとして「ピカリヤ」が誕生しました。デザインは町内の小学校から募集し、45点の中から西表島の小学生の作品が選ばれました。西表島に生息する国の特別天然記念物「イリオモテヤマネコ」がモチーフで、お腹には竹富町の島々が描かれています。豹のように大きな体をした西表島の伝説の生きもの「ヤマピカリヤ」にちなんだ名前は、全国から応募のあった980点から選ばれました。竹富町内のイベント以外に、県外に出かけていくこともあります。イリオモテヤマネコ同様、滅多に会えないと言われている「ピカリヤ」。これからも、竹富町の魅力発信に努めていきます。

次回、東ブロック(北海道・東北・関東)からご紹介します

随 想

「なぜ一宮町に来て、町長になったの？」という質問を頂戴することがよくあります。私は、一宮町の出身ではなく、神奈川県戸塚で育ちました。また、もともとは東京の大学で中国思想史研究の仕事をしていました。ですので、いま一宮町で町長をさせて頂いていることを不思議に思われることが多いのです。

「なぜ一宮へ来たか」、その理由は、一言で言えば、里山や農地があり、大きな海があつて、自然が豊かであ

と決めたのです。一宮にしたのは、中古の住宅を発見して気に入ったからでした。

移住してからは、一宮町が想像以上に素晴らしい町であることに、驚嘆するばかりでした。海あり山あり川あり田んぼあり、旧市街有新市街有り、小さい中に素敵なものがいっぱい詰まった宝石箱のような町だと深く感銘を受けました。そして、この素晴らしい町を、もっと盛り上げて輝かせるために、私自身もお手伝い

ご賛同を頂き、最終的には議会で合併案が否決され、一宮は自立を確保することとなりました。

その後は大学に勤めながら、自分のできる範囲で町づくりのお手伝いをしていましたが、自ら行政の先頭に立って町のために貢献したい、という気持ちを固め、2016年に当時勤めていた大学を辞めて町長職に挑戦しました。幸いにも当選でき、今日まで、オリンピックやコロナという世界的な波に巻き込まれなが



なぜ一宮町に？なぜ町長に？

千葉県一宮町長 馬淵 昌也

りながら、東京にも直結されていて通勤できることです。私が小さい頃の戸塚は、市街地が東海道沿いにあるのみで、その裏手には田んぼや里山が広がっていました。私はそこで大変幸せな幼少期を送りました。しかし、その素晴らしい環境は小学生時代には開発で破壊され、すべて人工物で埋め尽くされる殺風景なものとなってしまいました。そこで、現在の妻と結婚して子どもをもうけたとき、自然の多い千葉県に移住しよう

したい、と思うようになりました。

私が移住してきた頃、千葉県長生地域は、平成の大合併の大波にもまわっていました。茂原市中心の広域合併が議論されていたのです。私は新参者でしたが、一宮町にはまだまだ発展の余地があるのに、その自己決定権を永遠に失うのは大変残念だと思いました。そこで、地元の皆様と相談の上、私が中心となって、「合併には慎重に」という声をあげることとなりました。幸い幅広い皆様の

ら、なんとか住民の方に支えられて一宮町を率いてきました。現在のところ、防災や子育て・教育の増進、公共建築の更新、住民が主人公の行政の確立などの時代的課題に取り組む中で、多くの住民の方に容認して頂けるレベルの成果を挙げてきていると思います。

さて、日本では、一般には学者はオタク的な人の職業だとみられています。私も町長就任後は、学者に何ができるの、と揶揄されました。

確かに、日本では学者は変わり者とされています。しかし、中国を中心とした東アジアの諸国では、学者が政治を行う主体であるという長い伝統があります。日本では武士と、江戸時代以降は商人とが政治を仕切ったわけですが、そのほかの国では、古典に通曉した学者こそ、政治を担うものとされていました。私は中国思想史を大学で研究していました。私が研究する中国の学者たちは、誰もが経世済民の志とともに実践に従事し、様々な立場で地域を支え発展させるための政治活動に邁進していました。そういう中国の知識人たちの生き方に深い感銘を受け、自分も応分の社会的責任を果たして、地域社会の福祉の確保・向上に直接尽くしたい、と思うようになりました。大学は、居心地はよいけれども、社会とは隔離された温室です。ここを出て、直接社会のために働かなくては、学問にも人生にも意味はない、という気持ちで、私の方向転換を支えたもう一つの理由でした。

現在三期目ですが、今後も、小さくても輝く、サーフィンの聖地の町で、住民と行政の協働の新たな原理と仕組みを確立することを最終目標として、精一杯奮闘してまいります。

町村等の職員さんなら、保険に加入しよう!

町村等職員のみなさまが
申込みできるよ

お手頃な
掛金!

本人の加入が
あれば
配偶者・子どもも
申込みできる

*任意生命保険・
任意医療保険

老後の安心、
ほしいよね

*年金共済

精神障害も
補償するよ

*任意収入補償保険

加入者特典の
福利厚生サービス
も充実してる

(N-コンシェルジュ)

*任意生命保険・
任意医療保険に
加入の方のみ



最低保険金額
200万円から
申込みできるよ

*任意生命保険

手術も
大丈夫

*任意医療保険
(一部、対象外の手術が
あります)

死亡・所定の
高度障がいも
保障!

*任意生命保険

1泊2日以上
の継続入院OK

*任意医療保険

病気などで
働けなくなっても
最大65歳まで
補償するって!

*任意収入補償保険

各保険の詳しい情報は以下の二次元コードから!!

ご加入のご検討に際しましては、パンフレット等にて必ず詳細をご確認ください。

任意共済*の
加入申込みは

毎年

10月・3月です

*任意生命保険[団体定期保険]・任意医療保険[総合医療保険(団体型)]・任意収入補償保険



年金共済の
加入申込みは

毎年

12月・3月です

(拠出型企業年金保険)

全国町村会・都道府県町村会

日本-保-2024-707-11077-P(R6.7.30)
日本-保-2024-707-11079-P(R6.7.30)
日本-企-2024-707-11078-P(R6.7.30)
(2024年8月承認)B24-200629